

議案第 3 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「法第 2 条第12項」を「法第 2 条第13項」に改め、同条第 5 号中「法第 2 条第14項」を「法第 2 条第15項」に改める。

(逗子市市税条例の一部改正)

第 2 条 逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「番号法第 2 条第15項」を「番号法第 2 条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）第3条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案する。